

# 理 由 書

本理由書は、上尾都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

## I 上尾都市計画区域の位置等

上尾都市計画区域は、都心から約40km圏、本県の中央部に位置しています。また、上尾都市計画区域に含まれる土地の区域は、上尾市、伊奈町の行政区域の全域です。

## II 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 併せて、大谷南部鴨川沿川地区については、河川改修事業による鴨川の河川区域の変更に合わせて、区域区分の境界を変更し市街化区域に編入するものです。

### 【上尾市 大谷南部鴨川沿川地区の概要】

J R高崎線上尾駅から南に約 1.5 kmに位置している地区です。市街化区域へ編入する面積は、約 0.5ha です。

## III 関連する都市計画

上尾都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（上尾市決定）